

## 調理業務委託事業者募集要項

- 1、件 名：① 中津市特別養護老人ホームやすらぎ荘調理業務委託  
② 養護老人ホーム中津市豊寿園調理業務委託
  
- 2、業務内容：① 中津市特別養護老人ホームやすらぎ荘調理業務委託仕様書（別紙1）  
② 養護老人ホーム中津市豊寿園調理業務委託仕様書（別紙2）
  
- 3、履行予定期間：  
令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。  
準備期間は、契約日から履行予定開始日までとする。  
準備期間中に発生する費用については、本契約金額に含んで算出すること。
  
- 4、施設の概要：
  - ① 中津市特別養護老人ホームやすらぎ荘  
指定管理期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日（中津市から指定）  
住 所：〒871-0434 中津市耶馬溪町大字樋山路1番地1  
定員数：100名（※内、ショート20名）  
建 物：RC造 地上2階  
職員数：70名
  - ② 養護老人ホーム中津市豊寿園  
指定管理期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日（中津市から指定）  
住 所：〒871-0162 大分県中津市大字永添2606番地20  
定員数：60名  
建 物：RC造 地上1階（平成29年5月新設）  
職員数：40名
  
- 5、参加資格
  - (1) 公共団体から競争入札参加資格者指名停止を受けていないこと。
  - (2) 経営不振の状態《会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形または小切手は不渡りになったとき等。》である者でないこと。
  - (3) 仕様書に基づき、それぞれの履行期間開始日から運用可能な状態とすること。

(4) 以下の項目のうち、1項目でも該当がないこと。

- ア 契約の履行に当たり故意に物件の品質もしくは数量に関して不正な行為をした者
- イ 公正な競争の執行を妨げた者
- ウ 公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- エ 第1交渉権の契約締結又は契約者の契約履行を妨げたもの
- オ 監督又は検査の実施にあたり、職員の執行を妨げた者
- カ 正当な理由なくして、契約を履行しなかった者
- キ 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者
- ク 前各号の一に該当がする事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- ケ 指名停止等の行政処分を受けた者（令和2年6月1日から過去2年間において）

(5) 九州管内において事業所（本社・支店・営業所・出張所）を有すること。

(6) 調理業務の全部又は一部が遂行困難となった場合に備え、公益社団法人日本メディカル給食協会等の代行補償制度へ加入していること。

(7) 事故等に関する賠償責任保険に加入していること。

(8) 法人税等税の未納がないこと。

(9) 受託した場合に現場の責任者は、給食等の業務経験を3年以上有すること。なお、有する資格は、管理栄養士、栄養士、調理師などが望ましいものとする。

(10) 中津市暴力団排除条例（平成24年中津市条例第42号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と関係する者でないこと。

## 6、参加申請

### (1) 一次書類選考提出書類

- ① 一次書類選考参加申請書 【第1号様式】【第2号様式】
- ② 上記5 (5)を証明できる書類 【第2号様式の1】
- ③ 会社経営状況 【第2号様式の2】
- ④ 上記5 (6)を証明できる書類 【加入証の写し】
- ⑤ 上記5 (7)を証明できる書類 【保険証書の写し】
- ⑥ 上記5 (8)を証明できる書類 【所定様式 納税証明様式】
- ⑦ 上記5 (9)を証明できる書類 【第3号様式】
- ⑧ 上記5 (10)を証明できる書類 【第4号様式】
- ⑨ 決算書（直近3か年分） 【任意の様式】
- ⑩ 会社案内、パンフレット

- ⑪ 会社の業務における基本理念等 【第5号様式】
- ⑫ 全省庁統一資格（役務の提供） 【資格審査結果通知書の写し】 ※提出は任意
- ⑬ 事故歴一覧表 【第6号様式】
- ⑭ 保健所立入検査一覧表 【第7号様式】
- ⑮ 見積書（調理委託管理費） 【任意様式】

委託業務仕様書に基づき消費税抜きで積算すること。

① 中津市特別養護老人ホームやすらぎ荘

積算に当たっては、1日約100食（療養食・職員食含む）を調理した場合（食形態は概ね、普通食40食/刻み食30食/ソフト食30食）

- ・朝食、昼食、夕食、おやつ（週3日提供）の各1食当たりの食材費の単価
- ・食材費以外の1カ月にかかる管理費

管理費には、水道光熱費を除く業者負担の経費（別表2「経費の負担区分」を参考のこと）を含み、その内訳がわかるようにすること。

② 養護老人ホーム中津市豊寿園

積算に当たっては、1日60食（全て普通食）を調理した場合

- ・朝食、昼食、夕食、おやつ（週3日提供）の各1食当たりの食材費の単価
- ・食材費以外の1カ月にかかる管理費

管理費には、水道光熱費を除く業者負担の経費（別紙2仕様書を参考のこと）を含み、その内訳がわかるようにすること。

⑯ 提案書 【第8号様式】【第9号様式の1】【第9号様式の2】

提案書の内容について下記の項目ごとに記載すること。

- ア 給食の考え方・基本方針について
- イ 食品の安全性と安定供給体制について
- ウ 人材確保と教育体制について
- エ 食材費について
- オ 当施設に対する独自提案について

⑰ 献立表

■中津市特別養護老人ホームやすらぎ荘

普通食献立を1週間分提出すること。また、作成した献立のうち3日分のサンプル写真を添付すること。なお、1日1人あたり750円（税抜）、1400kcalとする。

ソフト食献立を1週間分提出すること。また、作成した献立のうち1日分のサンプル写真を添付すること。1日1人あたり1,000円（税抜）、1000kcalとする。

■養護老人ホーム中津市豊寿園

食材費一日、一人当たり750円（消費税抜き）での、普通食の献立を1週間分提出すること。また作成した献立中の3日分のサンプル写真を添付すること。

また、1日当たりの栄養所要量は、おおむね1,400キロカロリーとする。

(2) 提出部数

正本 1部

複本 14部

(3) 提出期間

令和5年8月25日(金)から令和5年9月22日(金)まで

但し、土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出先

「項目8 問合せ先及び提出先」のとおり

(5) 提出方法

持参とし、もしくは配達記録の残る配送でも可とする。配送の場合も9月15日消印までを有効とする。

7、質疑の受付及び回答

(1) 質疑書の受付及び回答

募集要項及び仕様書の内容について質疑がある場合は、その都度質疑書【第10号様式】を使用して電子メール(e-mail)にて送付すること。また、電子メール送信後に、確認の電話をすること。

ア 質疑の期限

令和5年9月15日(金)午後5時まで

イ 質疑の提出先

「項目8 問合せ先及び提出先」のとおり

(2) 回答方法

質疑書が届き次第、その都度メール(e-mail)にて回答を行う。必要があれば中津市社会福祉協議会のホームページ(<http://www.nakatsu-s.or.jp/>)に回答を掲載する。

8、問合せ先及び提出先

養護老人ホーム中津市豊寿園(倉田・松川)

〒871-162 大分県中津市大字永添 2606 番地 20

電話 0979-64-8112

FAX 0979-64-8114

e-mail [hojuen.nakatsu-s@galaxy.ocn.ne.jp](mailto:hojuen.nakatsu-s@galaxy.ocn.ne.jp)

9、現地説明会

(1) 日時: 令和5年8月25日(金)から9月22日(金)までの間

※希望する場合は、事業者担当者と日時調整を行う。

(2) 場 所：① 中津市特別養護老人ホームやすらぎ荘

② 養護老人ホーム中津市豊寿園

※厨房の中には立ち入りせず、外からの見学とする。

(3) 留意事項

- ① 参加人数は、1事業者につき2名までとする。また、当日は受付簿に事業者名・役職・氏名を記載するものとする。
- ② 説明会参加希望事業者は、指定した期日までに法人名、参加者氏名及び参加人数を中津市特別養護老人ホームやすらぎ荘及び養護老人ホーム中津市豊寿園に事前連絡をすること。
- ③ 説明会参加者は、説明会当日名刺を提出すること。
- ④ 駐車スペースが限られているので、乗り合わせて来ること。
- ⑤ 当日会場において検温、消毒等を行います。またマスクの着用のない方や体調不良の方は、当日の入場をお断りさせていただきます。

#### 10、二次選考（プレゼンテーション）の実施等

一次評価項目により一次書類選考を行う。一次書類選考を通過した参加者には、結果通知とともに二次選考（プレゼンテーション）の実施要項を送付する。

また、最終結果については令和5年12月に中津市社会福祉協議会ホームページにて掲載し、詳細な評価内容の公表はしない。

#### 11、その他

(1) 以下の条件に該当する場合は失格とする。

ア 本要項の規定に違反した者。

イ 提出書類の中に、虚偽の内容が記載されているもの。

(2) 提出書類の内容に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 提出書類など、本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) 提出書類の著作権は、参加者に帰属し、本プロポーザル以外で参加者に無断で使用しない。

(5) 提出期限後における書類等の提出、再提出及び差し替えは認めない。

(6) 提出された書類は、本プロポーザルを行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(7) 提出された書類は、返却しない。